広島県告示第三百十六号

和四十八年広島県告示第百七十一号 平成二十四年四月一日から施行する。 (騒音の規制に関する定め) 0 部を次のように改

平成二十四年三月三十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成十二年三月二日総理府令第十五号) の別表備考の規定に基づく区域」に改める。 る命令(昭和四十六年総理府令・厚生省令第三号)の表備考第一項の規定に基づく区域の定 及び同備考第三項の規定に基づく時間」 騒音規制法第十 -七条第一 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定め を 「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指

第一号及び第二号1中「市町」を「町」に改める。

」に改め、 計画法第八条第一項第一号に掲げる工業地域 地域等」を「都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、 域又は準住居地域(以下「住居地域等」という。)」に改め、同款第三種区域の項中「商業 る第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 る第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域(以下 庄原市、大竹市、 備考を次のように改める。 部府中町の款第一種区域の項中「住居専用地域」を「都市計画法第八条第一項第一号に掲げ (以下 別表第一中「市町名」を「町名」に改め、同表竹原市、三原市、 「商業地域等」という。 同款第二種区域の項中「住居地域等」を「都市計画法第八条第一項第一号に掲げ 東広島市、 廿日市市、安芸高田市及び江田島市の部を削り、)」に改め、 以下 同款第四種区域の項中「工業地域」を「都市 「工業地域」という。 第一種住居地域、 「住居専用地域」という。) 尾道市、 商業地域又は準工業地)」に改め、 府中市、 第二種住居地 同表安芸郡の 同表

成一六年一〇月一日、 ては昭和六二年一〇月一五日、 して表示された地域を除く。)は、 政区画その他 この表に掲げる地域 の地域又は道路、 山県郡北広島町の地域にあつては平成一七年二月一日)における (用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない 山県郡安芸太田町及び世羅郡世羅町の地域にあつては平 河川 昭和四七年一二月一日(安芸郡熊野町の地域にあつ 鉄道、 その他のものによつて表示されたものと

別表第二に次のように加える。

	三原市					竹原市
第二種区域	第一種区域	第四種区域		第三種区域	第二種区域	第一種区域
一丁目、本郷南二丁目、本郷南三丁目、本郷南六丁目、本住居地域等の定めのある地域並びに本郷地域のうち本郷南	住居専用地域の定めのある地域	工業地域及び鉱業専用地域の定めのある地域	地域(小梨町の地域及び仁賀町の地域を除く。)	商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定めのない	住居地域等の定めのある地域	住居専用地域の定めのある地域

日寺字・字内石臺迫端行・本番西井鼻・石久南字字・・・字・・本開字 下立字奥字字亀域本し道鳥 郷か野谷・字郷呂町ら・字郷呂 保大半左字字字山((郷・三古通中ケ上兼・平田用湯川西根耕耕田字反川・の原新廣 古通中分上兼津並郷 ケ・字郷か野谷 ・字吉 字・・字 び線同野・ (五ケ・字・・・跡成矢・地地・山通・字谷・開 字字洛建屋似字字花字字政下 ・字にを市川字 田中假ノ亀治・北一中耕反坪(西字字字・・原字)。字崎・字左沖(・字ケ筋藪畠谷名字方四原地地・耕久北南中字字・栗字字彌・字東用・耕字経 小て ・字地保大大野養番字ケ三下藤字門清沖字地切塚津屋起西 · · · · 八 六の 本·下埜丁 ·越原字·字字字字字條本番地字字堀² 耕字谷垣宮字代平狹休吉·郷ま域門堂越字 3・平島坪老匠大坪宅開田西出兼・戸ご 石 床点 日郷 「宮字代平衡本番地子」」で「大呼七開中四版・「大原本番地子」」で「大呼七開中四版・「大原本版」」で「大呼七開中の版本・「大原本で「大呼七開中の版本・「大原字」」で「大呼・「大原字」を「大原字」で「大呼・「大原字」を「大原字」を「大原子」」を「大原子」を「大原子」」を「大原子」」を「大原子」と「大原子」」を「大原子」と「大原子」」を「大原子」と「大原子」と「大原子」」を「大原子」と「大原子」」を「大原本の「大原本」と「大原本の「大原本の「大原本」」を「大原本の「大原本の「大原本」」を「大原本の「大原本の「大原本」」を「大原本」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」と「大原本」」と「大原本」と「大原本」」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」と「大原本」」」と「大原本」」と「大原本」」」と「大原本」」」と「大原本」」」と「大原本」」と「大原本」」」と「大原本」」」と「大原本」」」と「大原本」」」と「大原本」」」」と「大原本」」」と「大原本」」」と「大原本」」」」と「大原本」」」と「大原本」」」」と「大原本」」」と「大原本」」」」 本 線 ケ岩字・重雨葭梅下・方 迫屋藤字屋露ケ本山字へ 津で道中字森 囲山筋 南れ本断 線線字東を小北沼 江 森 ・ 域びのノ崎 野をれケ郷埜郷以 点れ・船・三の

廣(前面(耕字・耕 · 日字字字泉 ノ五黄山・ 鼻を耕字屋

第二種区域	四種区域	第三種区域
字畝山・字畝山奥・字荒神平・字城ノ平・字小長崎・字小奥・字土生奥・字上見山・字追橋・字若宮原・字池之迫・地域に限る。)及び神(字神東及び字神郷の地域に限る。)なび神(字神東及び字神郷の地域に限る。)なび神(字神東及び字神郷の地域に限る。字川西・字河原・字長藪・字市・字土井ノ内及び字大平の住居地域等の定めのある地域、御調町のうち市(字川東・住居専用地域の定めのある地域	地の三一までの地域に限る。)の地域に限る。)の地域六五五番地の二九まで及び六七九番地の二三から六七九番域のうち大和町下徳良(字日ノ口山(六五五番地の一から工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに大和地	(耕地)字上田・(耕地)字半田・字戸・子・字門・子・宮門田・字神ケ原・字洗川・字寺屋敷・字太刀掛・字中原・字五反八畝・字中ノ前・字や八下・字樹・「耕地)字上田・(耕地)字上田・(耕地)字上田・(耕地)字上田・(耕地)字上田・(耕地)字上田・(耕地)字上の地域に限る。) (中四一一番地が「一四三番地域に限る。」、大和町和地域の方と大和町下徳良(字真友(大石川右岸線以西の地域に限る。)、大和町和木(一二番地が「中部横断線との交域を除くものとし、本郷地域でに限る。)、大和町和木(一二番地域で限る。)、大和町和本(県道瀬野川福富本郷線とで定めの地域に限る。)、大和町和木(一二番地が「中部連びで、大和町和木(一二番地が「中部連びで、大和町和木(一二番地が「中部連びで、大和町和木(一二番地が「中部連びで、大和町和木(一二番地が「中部連びで、大和町和木(一二番地が「中部連びで、大和町本で「中語」で、大和町本、「中語」が「中部連」で、「中部)が「中部)が「中部)が「中部)が「中部)が「中部)が「中部)が「中部)が

・途浜貞之峰を之細場字を・下う域扮西釣・因門呂山原町字及う側字向字師権字ち宝字山口小地長字地・・神越除浦口新久除字大ち、松浦ケ字島谷山・・の正びち・沖の城堂現平用崎枕・・路域崎浜域字字・・く及・開保く反江用因・・濱足田・・字字う入字字字の地見の・原途・谷字字・、奥田の相郷字字。び字・・・。道・途島字字・摺態字字連熊ち道平宮向田域屋地字・地字・毛片字因・ 西字和字浜域字字 字岡畑田寺田の相郷字字 之・定浜山上川)字宮字字)・後字め・田坂口並久崎阿前・字 ・字地大越女字(町開青葉迫字・田ノケ・・字上域浜・郎八県の地陰・・片字の谷井字因 敷域大字域折字曽山東 井字・字後字め 森円の古 平 • 津中字中・要の字・・・び保・柄田字清大の町字濱石道う・・字字山小地・・梶島字因・福定・木字字・庄三・西丁和字谷な播字字字に(字谷・才水江定の城・・西ち字字中腰・丸城字字平鏡防島字寺め字・円百字町開字・塚田北・い磨ー須舟字そ宮及字崎・・・めう・字字浦字八出屋林字・の西大・浦ノ椋江・の神字明分久の・ 浦字地・之越原清れ沖び中・字字のち字黒鳶三井平雲山・日字う郷段字町奥浦良字な田赤及備域字宮・・水ぞ新字浜字沢沖な字龍崎巣庄ノ谷地・字寄西ち・及久の・町崎城い・崎 並明・字字・れ開西・西崎畠い千王・・田元・・字大越の用字び保う字の・山地字・字 ・・岡和字谷び神字砂大字県・峠字浜(・地鼻・字字熊・字字大木・奥途日字里ち大う字・域津字下字字・田小・に・胡田田宮道字の田・一字域・字九鳫線字山吉山原字及地和田・字空ち南字並無小葉 字字山・・ノ西伊地中字般中並字横俵崎以小中畑・・惣び域・の字小・字・国びケ迫 土字の大山片・字字上浦浜域・宮国田び東山山・西越及・字字入字の字向川谷字中字重に尻・字長字・安居金地浦崎山字有壱・三新、字前道・に峠及・字の中び字摺休道住定向のの・三屋岡・字及字枇福石字郷 · · 居金地浦崎山字有壱·三新 長濱町字庄開因蛇・三字字及び字船地・字燕・処・吉め山地上字庄敷畑字平び室杷寺井浜・田伊田・島川字一大小び字枯附域字奥雀字・字のの・域・浜越・・通木字ノ木・・ ・、字字び浜 字・字・浜熊字重・黄七場浜字山柿・に大古石槌字山地な字、字床・字字畑畑松内ケ字字・字樋字北字・線小井字番号所・本伏・字限越江・之平ノ域い東因扇・字扇江・・山・内甲下字崎 字字向和原谷田口大和青字以林町東・以・字峠山字西る中を字子ケ神、地郷島平字ケ平良字字の字横赤・田町・・の早貞木脇西・の町字東字倉のを宮浦。・除太谷谷・因域・外・石峯良及定名地向 字字う・・・田の字う・松の天谷地除崎・一字く郎・・字島並字浦字 ノ及ノび成黒域山隠字 ・・西字う大平ち字字字・地小ち字井地神・域く・字・名地右字字熊中び浜町久平び上字・原の・曽妙字字除字字山浜ち口谷用崎和山字域田字仙・域尾字の地字崎字駒域衛風奥ケ庄に床の保・字・大字・う字・見江中く

第三種区域

馬の字び池、地畑字、 一び洲居地 に 学字 実 実 第 新

					1	
	- 1 1	三次市		府 中 市	f	
第三種区域	三	第一種区域	第四種区域	第二種区域	· 四 i 種 i 区	
及び字馬場の地域に限る。)、丸田(字落田及び字道重の畠中・字溝上・字沖田・字唐樋・字宮沖・字泉水・字免田商業地域等の定めのある地域並びに吉舎町のうち清綱(字	備では、 の は で に に に に に に に に に に に に に	域の定めのある地域で「美国月出地の気をのえ		るび限 下横 域域域 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		の地域に限る。) 県道生口島循環線以北の地域に限る。)の地域に限る。) 県道生口島循環線以北の地域に限る。)の地域に限る。)及び 生口島循環線以北の地域に限る。)の地域に限る。)及び の地域に限る。)、字大新開及び字三軒屋(それぞれ県道

下見中郷線以東の地域に限る。)、会点以北の市道寺家吉川線以東及び右岸線以北並びに市道寺家吉川線と瀬川右岸線以東の地域に限る。)、域等の定めのある地域並びに西条町用地域の定めのある地域	第二種区域	東広島市
工業地域及び工業専用地域の定めのある地域 商業地域等の定めのある地域	第四種区域	
居地域等の定めのある地	第二種区域	
域の定めのある地域	第一種区域	大竹市
嘋及び工業専用地域の定	第四種区域	
地域を呼吸を受力を対して、 一切のうち中野で、 一切のうち中野で、 大変の地域の定めで、 大変の地域の定めで、 大変の地域のでで、 大変の地域のでが、 大変の地域のでが、 大変の地域のでが、 大変の地域のでが、 大変のが、 大変のが、 大変が、 大変が、 大変が、 大変が、 大変が、 大変が、 大変が、 大変	第三種区域	
。) のは 等力 は 第十十	第二章	Д Д Т
住居専用地域の定めのある地域 工業地域及び工業専用地域の定めのある地域	第一種区域	主原市
では、「日本のである」と、「日本のである」と、「日本のである」と、「日本のではない。」、「日本のではない。」、「日本のではない。」、「安田(字代谷・字郷・字)、「安田(字代谷・字郷・字)、「安田(字代谷・字郷・字)		

 第三種区 域

> ・清び・の助番字道九地 番地(木除八地 ま 1三番地は ま域番限び (でを地 字の除の を地る び五上 限及ごるび 。) 字 貞 八 野 (

廿 日 市 市	
第二種区域域域域	第 四 種 区 域
第二種住居地域又は準住居地域の定めのある地域並びに永専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、専用地域の定めのある地域 専用地域の定めのある地域 専用地域の定めのある地域 本市計画法(昭和43年法律第100号)第八条第一項第一項第一時においる第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居	し、市道出ヶ原市条線、市道市条四号線、県道津江八本松線、古河川右岸線、田口との境界線、原との境界線、県道津江八本松線、古道造質西二大谷線、市道造質西三大分線、市道造質西三大分線、市道造質西三大分線、市道造質西三大分線、市道造質西三大分線、市道造質西一大号線、市道造質西三大号線、市道造質西三大分線、市道造質西三大号線、市道造質西上大線、市道造質西三大号線、市道造質西上大線、市道造質四三大号線、市道造での地域に限る。)、大島、第本の人域に限る。)、大島、第本の人域に限る。)、大島、第本の人域に限る。)、大島、第本の人域に限る。)、大島、東京、高声、東京、高声、大路、東京、高声、大路、東京、高声、大路、東京、市道、東京、市道、東京、市道、東京、市道、東京、市道、東京、市道、東京、市道、東京、市道、東京、市道、東京、市道、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、

	安芸高田第一種区域	第四種区域	第三種区域	
第二種区域 住居地域等の定めのある地域並びに吉田町のうち多治比(字南角の地域に限る。)、出手(字五反田の地域に限る。)、上入江(字下市の地域に限る。)、山手(字五元)中原内の地域に限る。)、上入江(字下市の地域に限る。)をで生大文・字地方の地域に限る。)を大大大・字中東・字中東・字下東・字地域に限る。)の地域、八千代町のうち勝田(字神勘の、字を西沖原の地域に限る。)の地域、高宮町のうち原田・字神勘の・字をとった。)の地域、高宮町のうち原田(字中中・字中東・字下東・字龍王山新田・字上田中・字中県(字中志名郷・字表郷・字西目・字道円田及び字塩瀬の地域に限る。)、来女木(字上宮追の地域に限る。)の地域に限る。)、本女木(字上宮追の地域に限る。)の地域に限る。)、本女木(字上宮追の地域に限る。)の地域に限る。)の地域、高宮町のうち原田(字龍王山・字中県(二九七九番地から三〇二一番地までの地域に限る。)、本女本(字上宮追の地域に限る。)の地域、高宮町のうち原田(字龍田・字下田中・字中原(二九七九番地から三〇二一番地までの地域に限る。)、本女本(字本子・字・三の地域に限る。)、本女本(字本子・字・三の地域に限る。)、本女本(字本子・字・三の地域に限る。)、大畑・字・三の地域、甲田町のうち上小原(字古原崎中・字・一つ、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、	住居専用地域の定めのある地域	専用地域の定めのある地域都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業地域又は工業	妙音寺原の地域に限る。)の地域・半坂・大向・田尻・細井原・市垣内・田中原・石原及び・半坂・大向・田尻・細井原・市垣内・田中原・石原及び業地域又は準工業地域の定めのある地域及び吉和(中津谷都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商	原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、海田(字諏訪・字槙中組及び字上中組の地域を除く。)、津田(字諏訪・字槙中組及び字上中組の地域を除く。)、津田(字諏訪・字槙中組及び字上中組の地域を除く。)、津田(字諏訪・字槙中組及び字上中組の地域を除く。)、津田(字諏訪・字槙中組を除く。)、河津原(字下中山谷・字上市・字字迫口・字下内山・字上内山・字八保田・字掛ケ原及び字直の地域を除く。)、峠(字土房(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)、峠(字土原(字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。)

第三種 区域

るが、成部字城字・・・・のの日・う・・及域宗川・町・瀬・び田兼行字字。除、山分寄之湯字字字字うう南字ち字字び等山原字の字・字字・五十八、十八、を口下坂友柏平光ちち・竹横水丸字の(・平う寺字垣上字字・面) ・・・・(を日下坂友柏平光ちち・竹横水丸子の)(・・・ノマテで上)、 字字、。字山除・・・・成木林友坂川字之田無山上定山字沖ち田花内江下大字・木 造人戸)中林く字字字・・・・(根川内(及・谷め村丸・坂及ノ・田江道宮字及 び木字の田地字字・用地・ ° CK 一山之字地字森 にの一下梨域福竹一中乙地 字除迫字八正万ケ原林く字(を迫字・・・・・限域原字限・及八地山・ノに丸・及市丸域字限 新山除・能字字字字字。限字信。細佐代に部字字字字。の限字信。細佐代に部宮本・宮本・宮本・田南野田中のる上・一路を開る。 · 字び· ·

・平山字山部除山を之中島行戸・域林を・(ノ地大字松字字向高字字里字字字商び・字に字・字幟・(前末字字(林負(分く(除木之・成・字に部除字山木・谷谷之門重原宮重清町登為北業字字尾向長字浜立字字・広堀貞山部根山を。山く・通字・字下限分く友林・字・本・・・のの日・さ・・及城宮川・町・瀬・び田兼行字字 字・塚字具横るを 上字之正路川 ・滝隠本藤 分 朝を字川地・・字字 ・入林・山川・字字中越城岩林除字(迫字・・・・部字市・儀・に地除向・井原千寺に 字林・字八八須角平谷部く石山・東字字字字の隠・字の字限域と井字原毛財・限市田赤部字道崎頭賀・・山分。堂林字林師仏平上七地地字向地五る並。原寺・の・字る・・ 除割山分赤部字道崎頭賀・・山分 石林を峠分戸敬・・・字字(を)丸部下寺子原林中斗域の岡井域郎(部除・を野・字字字畑神山除・山分モ・堀迫沖組目に地之・に丸 越く・砂東力念原・部

江 田 島 市	
第三種区域	第四位 位 位 区 战 域
・字ツバキ川・字爪原・字南爪原・字四百目・字田中・字迫及び川ノ平の地域に限る。)、山田(字江ノロ・字椿山及び字宮サコの地域に限る。)、矢ノ浦(字鳥居本・字宮る。)、向側(字左ケ本・字落久保・字小林・字コソウズ字登り尾・字カンマツ・字中郷及び字山ノカミの地域に限住居地域等の定めのある地域並びに江田島町のうち中郷(本学学院(こ)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)・字大笹及び字門出(一十四五番地の一までの地域に限る。)・字を除く。)・字を除ぐ。)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)・字を除り、)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)・字大笹及び字門出(一一四五番地の一までの地域に限る。)の地域に限る。)・字大笹及び字門出(一一四五番地の一までの地域に限る。)・字大笠を除く。)・字を除り、)の地域に限る。)の地域に関する。

第三種区域 コ字商脇井に字谷る字豊字川蒲出ち字に字見木旧定海海の・ツ・ツ業・元限坊の。中作鶴・原・岡清限上浪・軍め上上地字、 開キズカ沖るタノ限 ハヒシ字地 限坊の。中作鶴・原・岡清限上浪・軍め上上地字、・キイ新る地地)小原原字及字大能る向・字用の自自域カ津字字・チーの域の路の及中び大王及。野字尾地あ衛衛にイケスシ字・エー • 新 る。 7 ラ コ ン´ヮ 字 • • · 力 ヒ ツに 、サ字 一字イラツ限 . . ノ字字字地地地畑 ク・字石江 開床 字ノ・ 字長谷字ミシヒフ字・アカンカ ヱ塚シ迫 の及・及 イシ迫字町地び字び岡シリの内の域深古字・ 字カイ 字末の字宝常及地鍵原 江新 ・・コの中ハチイ 及地海う 塩 カ ラ タ字び域 メツ字字 · 5 ・イ 域やなび、美能 タニ西字 字江 宇・の道び域 チ・ツ ・ ク ヱ 限 上南 江字地及 字 ラブ田

大字ラ

字字ジセるサー

野鳥域び長限

6月二十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
ı	第 四 種 区 域
「区戈」「1年9月二十年日」のドミ「、ケ京庁の也或ころつこよ区戈」して	前ノウ子・字サスハマ・字ソラ及び字東ソラの地域に限る。)及び津久茂(字里小路・字中小路・字立路・字住釜・字域を除く地域、能美町のうち鹿川(字永田・字田の上・字宗崎・字八島・字光泉地・字下井田・字田の上・字宗崎・字八島・字光泉地・字下井田・字田の上・字宗崎・字八島・字光泉地・字下井田・字田の上・字が字外海の地域に限る。)の地域に関する。

年十一月一日」を加える。 島市の地域にあつては平成十七年二月七日、廿日市市の地域にあつては平成十七年十一月三 年三月一日、三原市の地域にあつては平成二十一年八月三十一日、尾道市の地域にあつては別表第二備考中「平成十七年四月二十五日」の下に「、竹原市の地域にあつては平成十八 域にあつては平成十七年三月三十一日、大竹市の地域にあつては平成十八年三月一日、東広 平成十八年一月十日、府中市及び三次市の地域にあつては平成十六年四月一日、庄原市の区 安芸高田市の地域にあつては平成十六年三月一日、 江田島市の地域にあつては平成十六